

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

支給には手続きが必要です

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付（1世帯あたり金10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する、新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を
受理した日から20日後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」の
収入となった世帯(家計急変世帯)

鬼北町から
確認書が届きます(要返送)
※一部申請が必要な場合があります

詳しくは(1)へ

申請が必要です

申請期間：令和4年7月12日(火)
～令和4年9月30日(金)
【申請書配布先】役場町民生活課

詳しくは(2)へ

(1) 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

①世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。**※令和3年度住民税非課税世帯であった世帯は対象外です。**
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、**返送してください。**

②世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、役場町民生活課へご提出ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、役場町民生活課へご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(鬼北町の場合)単身の場合：93万円以下、扶養者1人の場合127.8万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145

受付時間 9:00~20:00(土日祝、12/29~1/3を除く)

町民生活課 ☎45-1111(内線2173)

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口
受付時間 平日9:00~17:00